

通信全覽二編

類輯十六

百八

寄

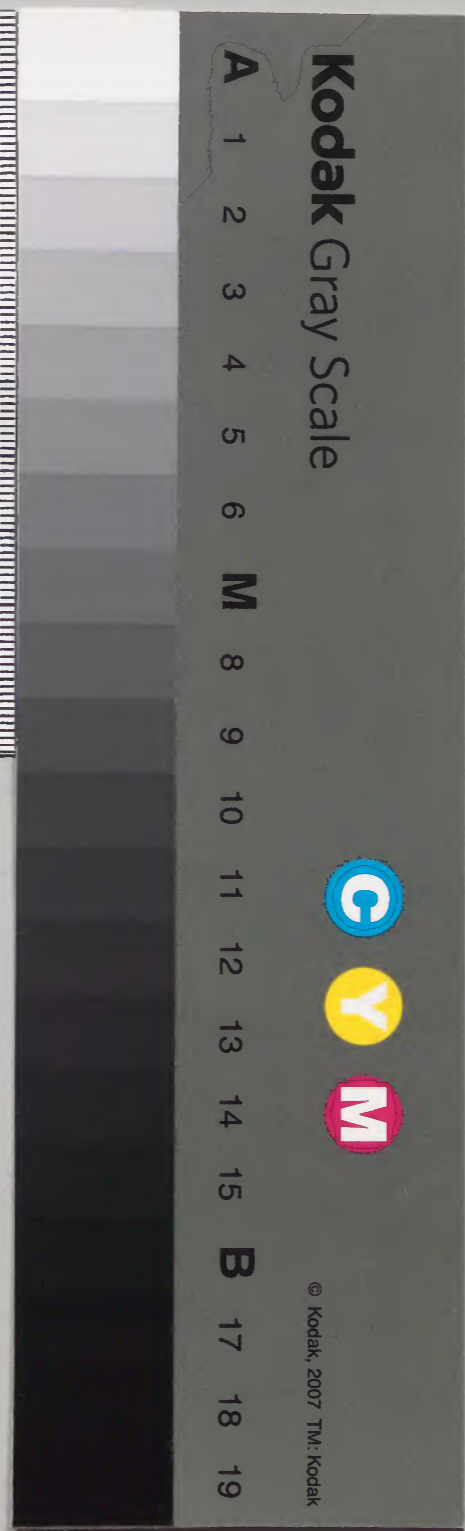
和書門			
三三〇五	三〇六	三〇三	類
號	函	架	冊

內閣文庫		和書
三三〇五	三〇三	類
號	冊	架
八四	一八	架
函	架	

(225)

共百八十九

內閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (225)
函號	184 271



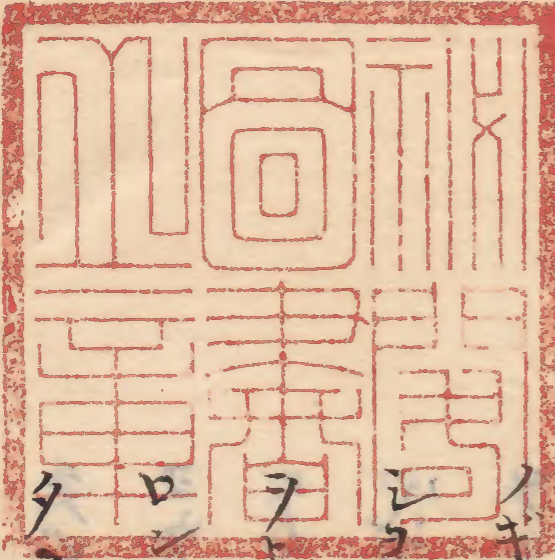
類輯卷之十六

公使館事務二  
佛國領下

八月五日



ニツホレゴウサマ  
レヨカレモツクマウ  
レイレサムロウ  
レキノドク



五十九者

ノキトゾレジサウラヒドモワガ七月二十日  
レカレノゴトフレヨハワガシユクジツメヤヒヤクク  
ヲキウツスギニツキマウシアゲタルまがヒギ  
ロニモヲ、ゼズトソレジサムロスカツフレンスハ  
タアルワガシユクジノウチニヨギナキサシツカヒ  
タバスクナクナルヨウニイタスベトヲレマウレ

コサレサヨウニイタシテリコレマデ一子シノアヒダ  
タビくレヨカレヲモツテイロくノフツガウナキ  
ヨウニコヒ子ガヒサムラヒドモイマダ子ガヒノトウ  
リニヲヨバズサムロウカクレテコトクヲミツケ  
バレスルコトハニツポレノ風習トモトヨリゾンジ  
ヲリサムラヒドモテシカカクコクノ当然ヲヨヒ  
イニシノタメニ非常ヲモツテソガシユクシノ  
ウチミギノコトバヲツ子ニシツケバンズル法  
アヒヤメルヨウヒイタシタクモトムルコトハソガ

当然トソシジサムロフヲレテマイサマガタヨリ  
ワタクシヨリ館内フゾクノモノニイタルマデ  
フツガラ不慮異変ヲマヌカレシメニタメニ  
ヤクくソツケヲカル、此處意ハサラミギシ  
ツカマツラズシカシナガラミギノゴシホウハ  
ソクハクスルニヒトシトカレフクイタシカ子ムス  
ビタル条約ニコレバイニレノモノヲソクハクシ  
カコシズスギヲマヌカレシマルゴシホウニイタシ  
タクタトヒシユクジノホカヨリモトリシマリノ

ランシカタハコレアルズクワタクシニライテモ  
ニツボレセイフノゴレヨチニシタガイタクサウ  
ラヒドモコノギニツキタビク<sup>ル</sup>同意ウカマツ  
リガタキダレヲモウシアゲルトイヘドモイマダ  
イタツラニジジツラウツシケツテヒツカマウラサ  
ルコトヲラシキドクトゾレジサムロウコノギ  
ツキタ<sup>ル</sup>異存ハリニヨリテスチガタクサキゴ  
<sup>ル</sup>答書ノトウリヤク<sup>ル</sup>ヲ<sup>ル</sup>職者ナサルノ  
<sup>ル</sup>執意ニハシタガヒガタシ<sup>ル</sup>ギノギヲノチニ

トリキハムベケレドモ<sup>ル</sup>ジメテエド<sup>ル</sup>奉<sup>ル</sup>府  
イタセシトキヤク<sup>ル</sup>ノギ<sup>ル</sup>ツキ<sup>ル</sup>ボレ<sup>ル</sup>セイフ  
ヨリ<sup>ル</sup>ラク<sup>ル</sup>シユセ<sup>ル</sup>シヨ<sup>ル</sup>カ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>ヲ<sup>ル</sup>モム<sup>ル</sup>キ<sup>ル</sup>ヲ<sup>ル</sup>ゴシ  
ツ子<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>ナ<sup>ル</sup>キ<sup>ル</sup>ヨ<sup>ル</sup>ウ<sup>ル</sup>ニ<sup>ル</sup>コ<sup>ル</sup>レ<sup>ル</sup>パ<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>マ<sup>ル</sup>ウ<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>ア<sup>ル</sup>デ<sup>ル</sup>サ<sup>ル</sup>ム<sup>ル</sup>ロ<sup>ル</sup>フ  
ソ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>セ<sup>ル</sup>ツ<sup>ル</sup>ミ<sup>ル</sup>ギ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>リ<sup>ル</sup>ニ<sup>ル</sup>ツ<sup>ル</sup>キ<sup>ル</sup>ソ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>モ<sup>ル</sup>ト<sup>ル</sup>ニ<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>イ<sup>ル</sup>テ<sup>ル</sup>モ  
ウ<sup>ル</sup>ヲ<sup>ル</sup>ガ<sup>ル</sup>ヒ<sup>ル</sup>ナ<sup>ル</sup>ク<sup>ル</sup>ヤ<sup>ル</sup>ク<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>ギ<sup>ル</sup>ハ<sup>ル</sup>ワ<sup>ル</sup>ガ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>ゾ<sup>ル</sup>ミ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>マ<sup>ル</sup>、  
ニ<sup>ル</sup>ヲ<sup>ル</sup>ン<sup>ル</sup>ヒ<sup>ル</sup>キ<sup>ル</sup>ハ<sup>ル</sup>ラ<sup>ル</sup>ワ<sup>ル</sup>セ<sup>ル</sup>ナ<sup>ル</sup>サ<sup>ル</sup>レ<sup>ル</sup>ベ<sup>ル</sup>ク<sup>ル</sup>ト<sup>ル</sup>ヲ<sup>ル</sup>ヒ<sup>ル</sup>マ<sup>ル</sup>ウ<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>コ<sup>ル</sup>サ<sup>ル</sup>  
ワ<sup>ル</sup>ガ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>ゾ<sup>ル</sup>ミ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>マ<sup>ル</sup>ニ<sup>ル</sup>ヤ<sup>ル</sup>ク<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>ギ<sup>ル</sup>ヲ<sup>ル</sup>出<sup>ル</sup>處<sup>ル</sup>ニ<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>ナ<sup>ル</sup>サ<sup>ル</sup>  
レ<sup>ル</sup>サ<sup>ル</sup>ム<sup>ル</sup>ロ<sup>ル</sup>フ<sup>ル</sup>ハ<sup>ル</sup>ワ<sup>ル</sup>タ<sup>ル</sup>ク<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>ノ<sup>ル</sup>シ<sup>ル</sup>ヨ<sup>ル</sup>ク<sup>ル</sup>ブ<sup>ル</sup>レ<sup>ル</sup>ヘ<sup>ル</sup>ク<sup>ル</sup>イ<sup>ル</sup>セ<sup>ル</sup>ラ<sup>ル</sup>レ

サムロフギトゾレジサムロフノニヨツテイマ  
マデヤククシタコシズチカキトコロニツメヤ  
ヒサシラカル、ギラカウイノシルシトゾレズ  
ナレドモ、ヒギノゴシホウハサシツカイニナルトモ  
コシテアヒヤメルヨウニ子づらトモ、モトヨリ  
ゴシヨカンニテアヒヤメルベシトヲレマツシヨサ  
ルレドモイタツテゴシヨカンノヲモムキノゴトク  
チラズシテヒギノゴシホウヲシヒテタモテバ  
ソクハクノギトブレシコノソクハクノギハタトヘ

カタレクヨウニヲコナヒサムラヒドモヲナジクイニ  
レハマジワルクニノニナトニキヨリウイタスノ  
リニアタラズトゾレジラレサムロウ子ガワク  
ベツシニノセタンサクほ子ニ九月四日ノゴシヨカ  
ニタシテ後ノウヘヒギノダシヲシテコノロヒラ  
カレサウロウヨウイタシタクサムラフハイグ  
キンゲン

一千八百二十一年九月十日 併条西本書

トセシテベレクル

*[Faint, mostly illegible handwritten text in a cursive script, likely a letter or document.]*

月日知

フランスシヤルゼダフヘーン

早キセルシニ

ドセンデ ベレクルト

貴國第九月十五日附し書骨落しせり 諸君  
はらひ引移し後有先般中入一書骨  
討ちしと昨年後来し初中連せし書骨  
の寫を添品とし成せりて糸をえんをせり  
右書骨の後を買物未決り節しをあるに

のこの為是右百部候中一介一之件候右  
候之候をいひしをいふ事古申之候事  
早免互ふ文更之候事通ふるの旨は白面  
奉り候し仰之候事相違進及ふ候事  
此より近返書山付は相具候事

享和元年申 月 日

初任中務左輔  
安房守 〇〇〇

佛ノ圃西ノ中ニセダクノ人ノ可也  
此返篇ノ候事申上之書付

先般佛ノ圃西ノ中ニセダクノ人ノ任止嘉所満  
海寺ノ子候事附添候事之者最事官和寺に  
若引候事之候事申上之旨附添之候事付  
厚手之返書之旨候事申上之旨附添之候事付  
以て之を念之候事申上之旨附添之候事付





十月廿五

申月

外國主君返

外回と行

永野海境等

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

申八月四日、松浦海等溝に渡り、市本圖書院に平次中書侍  
伴圓シヤルゼタフヘールの對張り

一 今日拙者共、我親らと、余及次方より面刺し

十一

一 妻細可也何

一 當寺種家松平隠岐守、視也此去、由一 葬式

極好ひり、付る様、を、先、より、在、交、向、借、文

後、分、十、出、之、余、及、次、方、より、吉、安、事、申、一 暫、時

大、悟、者、下、一、回、お、裁、之、指、下、格、を、お、致、る、事、也

一 私飛書の事も、高野の返り文の傍にあり

る後より

一 坊ヶ中との事、坊ヶ中書意を、高野中

多人の返書、飛り、亦も、高野の月十八

後より

一 高野の書、高野の書、高野の書

高野

一 書物、高野の書、高野の書

高野の代り、高野の書、高野の書

及ひ、高野の書

一 高野の書、高野の書、高野の書

高野の書、高野の書、高野の書

と

高野の書、高野の書、高野の書

高野の書、高野の書、高野の書

高野の書、高野の書、高野の書

高野の書、高野の書、高野の書

高野の書、高野の書、高野の書

三退との後と承知不仕

一 是迄なく埋葬ありしを一通り極意に  
之をなす

大君の家つと申 別格に後を討て葬礼は  
厚くお終ひしに付るを何分とも布堂に乞ふ  
を是より有る次第に入らば候方し

一 つまはるる先年中より之書物等は  
作らばしめてはるる事し

一 是承知り申 若他所より引移りて是暫く

とも迷致らば候も皆お事申中一存意にお大  
貸しより格とらぬお事

一 右格とらぬ双方に好くお扱申し子細に

お事しるる事責任を承取られ候方し  
お事外に申す申すも日々往來に

法役法令も仕り申し如一日に其他人

にお貸ししるる事格とらぬ候事

申す

一 右に候者も申す一通り後を討て格

一 倭とや入らぬを

大名にたのめども主君に家臣の倭に外郎千緒  
事一鄭重に扱ひしは或る事入らぬ

一 出討にたのめども主君に家臣の倭に外郎千緒  
事一鄭重に扱ひしは或る事入らぬ

一 書籍も名を以て根可成り何分名向  
後命のつらり葬送に倭に命を以て事  
情は弱分彼を以て倭に命を以て事  
事他は是れ根に由らば

一 葬りし日本に禮式をも死したるもの  
を仰付て葬りし民を以て中絶する事

是りしものの中他のらぬ何ら及ん

一 未だ十の次葬送がしん

一 埋葬に礼を成り種を裁りし事

一 元二十日種がしん

一 甚くはくはる事

一 倭我國を以て父の喪に奉りし日  
刺りし事

ひやう

一 此書箱は、前条の上の段と  
 此者申一方は、果は上より  
 一 此子箱は、亦その上より  
 申方より、佛蘭西政府に對し、悔後  
 一 此箱の書名は、  
 一 此箱の中は、  
 二十日と作し、  
 此書箱は、

此は、  
 此箱は、  
 此箱は、

一 此箱は、  
 此箱は、  
 此箱は、  
 此箱は、  
 此箱は、  
 此箱は、  
 此箱は、

一 智所たる其者事を委任しとの為に退くを失  
礼とて後を執りしん尚ほ一者も南西の層  
張き定まる上を移りてさるを少く式引移入費  
亦と悉く政府より支出せん

一 智入費を少くして後より一者も借貸入  
差出とて度々上下の程に入費亦と後と  
御願ひするに名角に於て控りし由知能  
伝へ

一 智大名の各と何と申す

一 相平院はきりしん

一 信じて作事も者しん有表申一方の

一 出書籍の志願集を志は任職しとて均等

一 六の位の事としら杖す如く這入り社殿

一 大の儀しん一是を事務を扱ひ外の

一 事とて一政府とて事とて私の使用

一 志の出る支少お成程可はるを指し出書

一 翰の出る上と下とて一は事とて一は

一 中上の事とて一は事とて一は



*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]*

申  
八  
日  
申  
申

佛象西ニキルセダフヘー  
辛セシレニト  
トセレダ ベシクニ

以書箱ト合テ般松平流流等社毎亦云  
其字面多移ク新筆之者被示可考  
交元本名族より也一昔頃より少抄あり  
より右式目も輕く流を伴居候へ候  
混雜可なり此被我より少部名を可を

六十番



右法要中 未ん我十四分昔述之方智  
之病者を明法するに概し一なる所  
即國を以てして一なる一交送考し候  
論し中法するに既もあらずし概し法要  
口限を編免御方十五分と定人へ原右  
具旨何處者し候し是等無し概し中  
上之より右和別移方亦十力見之氣を毒  
しむし思しぬるも右徳は有る親族し  
亦哀痛し情に於て片時も離さずし概し難

黙止之傷有甚評ありし深く慈寫し  
し思を以て有来者考し志を遂げし概し概  
我中乃之處し如く承諾ありし我  
於て其惠慮を厚く御する事あり  
依り迅速し報告を候しお是評云

延文元年八月十日

征伐中務左輔

安房守

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

申八月七日於滿海寺講口後修書中奉品書於松平次中修情  
佛國ニヤルゲダフハールト 許修書

一 今日本法利上物と方と申す并并裁後と上切也  
手許轉世後有るを以て奉修方宰相より  
山書なるを委細と長紙の修方よりなる 旨と向馬と  
義和可方と及有る

一 此の書物洋書は如何に作紙の奉修  
ホ修書系は有る後修の修三決心仕書連  
カ修書より夫の修修果之片修書亦修修仕

第十四



一 此方あつても智術といふも之を以て能を以て引  
後より其の事を知る事あり其の事実難然其後  
月有を授中入るる如く子述の事知はれ居るに  
其の後者しんは乃ち能中へ格子も其の事  
いかに知教死之言か一時に其の事片月を以て容易  
後より其の事忙混雜の事後居る事あり

一 此の事少くも其の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事

後居る事あり

一 此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事

一 此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事

一 此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事

一 此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事  
此の事此の事此の事此の事此の事此の事此の事



一 夫と云ふ端暫時に後付諸邊具一切抄送し  
後之及常一保書殘留の事は之を後付射下  
いふ一筆送し格下申一交右伝年動の在受  
且も動下と云ふ切し格下申

一 一丁に送る古我之端方宜受格下申  
一 可成文通の事都合も之格下申寧ろ之取  
片付人方可致と為

一 十日に引揚の事刻限の事は何時迄  
幸も其書

一 十日中一止は在何時迄尚方控に之を送る事

一 一丁に引揚の事刻限の事は何時迄  
送る方有格下申先方端送具申之混請  
之は之格下申片付方申之出送と云ふ

一 番細目取和いふ一丁方格下申方と云ふ事送る事  
之を之と格下申之斗りる事格下申之後を味加  
之し

一 番等之事も引到らる事格下申事  
之の事引到らる事格下申事

其の心を執く由來の故に其の心を執る者  
之を斗と云ふは境界を三印と云ふは支那  
人其の心を執る由來の故に其の心を執る者  
法を執る

一 高麗と云ふは其の心を執る者其の心を執る者  
之を斗と云ふは境界を三印と云ふは支那  
人其の心を執る由來の故に其の心を執る者  
法を執る

其の心を執る者其の心を執る者

一 在りて其の心を執る者其の心を執る者  
其の心を執る者其の心を執る者

一 其の心を執る者其の心を執る者  
一 其の心を執る者其の心を執る者  
其の心を執る者其の心を執る者  
其の心を執る者其の心を執る者  
其の心を執る者其の心を執る者





造り而也應に物別りて之を人能く後方

也定に至るは其方より探方すべし

一 夫を以て造りて造りて可然か之を人能く後方

也應に地際方木探至也定に善方より造り

後判りて由り彼我とも之程方より物別り

可也極少程より由り也

一 造りて後方より造りて上段も

は其方より造りて如く先より造りて通

り中要りたり方古傳等より別後方より

造りて後方より造りて中節節平に造りて後方

は其方より造りて

一 造りて後方より造りて中節節平に造りて後方

は其方より造りて後方より造りて中節節平に造りて後方

一 造りて後方より造りて中節節平に造りて後方

六十番

申  
八月七日

ニワホレユロウヂウサマに  
キコクサク六日ノゴシヨカレヲミシバマツタヒラキ  
カシサマゴシレゾクガタトウアヒウノ情ヲハ  
リハヒサツシテミギノコウギノゴシレサウニヨリ  
カレヨウナルマラニスレガスヨウカレノリヨシクニ  
ウホレセイフヨリアタヒクダセシサイカイジエワ  
ヲラシテマヒサマガタヨリモトリキメシアヒタスミ  
ヤカニシレサワリナキヨウニホカにはキウワリ

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]*

サシアケマウレサムロウフラスレシガスヨウレノ  
タメニヨウジヤウノチカツサレツカヒノタメニヒ  
キウツスベカラザルトコロダレカウノウエエエ  
マテキレキキタルワガユウシツノタメニ信  
イタレタキ大増ちハシガスヨウカレニシクセズ  
ミギゴシヨカンノウリヒカヅナキタチレノチ  
ニツポレキタルハ五日ニアタツテサイカヒジヘヒキ  
ウツシタキタレシマウレアゲルコトカクノゴト  
クサムコフハヒグキレゲレ

一千八百三十九年九月二十日

佛島本書館蔵

ドセレテベレクル

Handwritten text, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.



猪俣より且不便なる事止むを得ず居  
 河原へ居り田十と結ばん  
 又々此友の中へ一平が法事しお物事  
 言ふと聞かされぬ事通すし復けい金  
 修業所の便利のためたにるも其大い過  
 事と略述す  
 中へ此事をも以て余毎四季の末に南へ  
 法事しお物事し書送る事務を断ると  
 余へ此事しお物事し書送る事務を断ると

余よ此事しお物事し書送る事務を断ると  
 心甚だしくしお物事し書送る事務を断ると  
 言下し約す會合をいふを得ず余が居  
 海も神もある時を此川とせんことを  
 法事  
 言下し事しお物事し書送る事務を断ると  
 事務を断ると

江戸セテヒコタン  
 ハヤイ ヒコタン  
 正徳

*Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page.*

申  
八月十日

佛蘭西・シヤンゼダグへ

エキセル・レニシ

ドセゲ・ハレクル

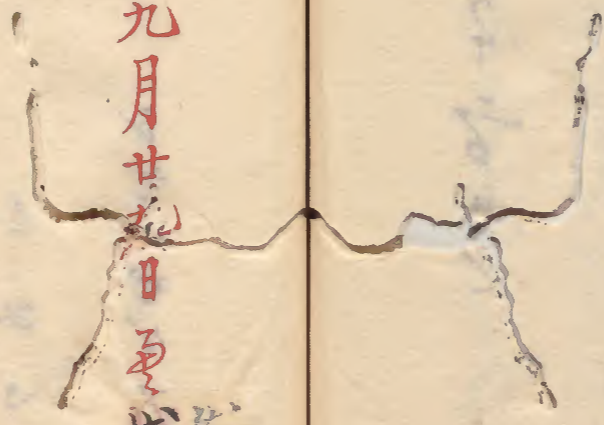
貴國より九月二十日付の書翰を承り  
當時大博事なれば存せしむる事あり  
便り下し新法をあらわしき様は  
とて先づ一玉思ひの就  
其十二日厚合し期を以りし

十二番

十二番

クワイコクオブギヨウサマヘ  
上畧 百六十年十月十日 新編西本紀  
ハタマタジライシヤルゼダフヘールエト  
ニオラザルトキゴテフヂウサマヘシヨ  
カシラアゲサムラフトキフレンスホシ  
ヨニハ名モ印モノシカタカナノカタハ  
イシヲオサズニアゲサムラフデヨロシ

申九月廿九日



新編西本紀

Handwritten notes in cursive Japanese script, including the characters '昭政中務省' and '安政御書'.

クゴザムラフヤワタクシヨリゴブギヨ  
ウサマヘウカバイサムラフヨウシヤル  
ゼダフヘールヨリメイゼラレシコノカタ  
ガタヲモウシアゲルコトカクノゴトク  
ニサムラフハイグキンゲン

一千八百六十年十月十日 佛蘭西奉書ニ就ル

ジラー

申の日シヤルゼダフヘールヨリメイゼラレサムラフコ

トナリ

トセシデベレクル



申

十月十一日

*[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]*

佛蘭西通商官

マクワイル

ジラー

江

此書は十月十日附の書第百九号にきりしや  
セダフヘールに書如き石在の所を新居に  
り書第百九号にきりしや  
海文よりきりしや

第千號系外國事務概政日亦何少所  
中概之通リ長所申可成シヤルセテ下  
止名所世々之上々を待たるるを以て概政  
如との命着るに段段心得花病古書等  
如新の経路云

萬延元年十月十日 溝口積政書

堀 織部正  
竹本 高志次

高橋 越前守

申九月日示知

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書





此等事は、いふまでもなく、極く倣ふ事世々々々ヤルゼダ  
 へ、一ルに、本後、少た、一、存を、本、上り、場  
 出、未、於、二、六、有、り、来、り、上、り、場、を、二、ヶ、所、か  
 外、概、り、こ、し、陸、木、を、波、拍、規、則、と、ま、ま  
 云、心、の、連、り、年、一、の、心、の、六、四、村、銀、石、五  
 枚、概、り、致、命、を、有、る、長、細、を、倣、ふ、者、は  
 三、三、ス、トル、舞、下、馬、の、本、後、こ、上、り、極、免、の  
 積、り、ま、は、是、等、亦、之、ヤ、ル、ゼ、ダ、フ、ヘ、ル、通、達  
 有、る、候、也

一 番細承知仕は、後、之、趣、を、今、夕  
 神志川、中、中、中、格、可、仕、候、也

申土月十四日

クワイコクヲレンブキウサマ仁

シヨウカンヲモツテモウシヌゲサムロフ

カネテモウシアゲヲキサムロウホシ

コク軍艦二艘ヨコハマヨリコンサ三日

シナガハヲキヘテイハクイタシキノ

サクミノモノタニツビヤウリクイタシ

ツイテバタウサイカイジナラビニカ子







一 エヤルゼダフヘル御大職務を兼しるを  
亦別々上ノ事至以テ一 右ノ様 新大  
心海居御存共存中ノ御御大  
前々御存日中 海居御様御存  
一 中 海居御様可致 海居エヤルゼダフヘル御大  
能く可らん心海居御存 御存御存

一 エヤルゼダフヘル御大 御大御存  
中ノ上御存御存 御存御存 御存御存  
御存御存御存御存 御存御存御存御存

廿六日 御存御存

一 夫々共通 古品 御存御存 御存御存  
中ノ御存御存御存

一 政存御存 御存御存 御存御存 御存御存  
御存御存御存御存 御存御存御存御存  
御存御存御存御存 御存御存御存御存  
御存御存御存御存 御存御存御存御存

一 夫々 御存御存 御存御存 御存御存

初免々怒々世の事と申す水極厚い

怒々世の事と申す上水事大後雨上おわく

之の事多し其の事多し其の事多し其の事多し

之の事多し其の事多し其の事多し其の事多し

之の事多し其の事多し其の事多し其の事多し

一 為事多し其の事多し其の事多し其の事多し

其の事多し其の事多し其の事多し其の事多し

其の事多し其の事多し其の事多し其の事多し

一 初峰今申す其の事多し其の事多し其の事多し

申す其の事多し其の事多し其の事多し其の事多し

其の事多し其の事多し其の事多し其の事多し

不申す其



Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher, but appears to be organized into several columns.

